

大磯町参与の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する参与の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町政の円滑かつ効率的な運営を図るため、本町に参与を置くことができる。

2 参与の定数は、3人以内とする。

(職務)

第3条 参与は、本町の重要な施策及び事業について、町長の求めに応じ、専門的かつ技術的な助言又は提案を行うものとする。

(委嘱)

第4条 参与は、町政に関し識見又は経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第5条 参与の任期は、1年を超えない範囲内において町長が別に定める期間とし、再任を妨げない。

2 町長は、特別の事由があるときは、前項の任期中においてもこれを解嘱することができる。

(報酬)

第6条 参与の報酬の額は、日額3万円を超えない範囲内において、予算の定めるところによる。

(費用弁償)

第7条 参与が職務のため町外に旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、大磯町職員の旅費に関する条例（昭和47年大磯町条例第19号）別表中2号の者に支給する額相当額とする。

3 町外に住所を有する参与が、その者の住所地又は勤務地から会議等に出席するために交通機関を利用した場合は、その実費額を支給することができる。

(報酬等の支給)

第8条 前2条に規定する報酬等の支給方法については、大磯町職員の給与その他の給付の例による。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 12 月 3 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄